平成２３年（フ）第２２８７号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―221号　グランドヒル
債務者　安部　裕太
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０７号
広島県安芸郡海田町稲葉11番29号
債務者　萩原　祥規
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目15番７号
債務者　松岡　弘道
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６号
函館市東山３丁目13番12号
債務者　池田　孝惠
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
三重県伊勢市小俣町元町584番地、前住所三重県伊勢市上地町4123番地
債務者　前田　憲男
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―605号サンプラザ神楽、前住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目９番25―502号
債務者　島崎　淳子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目15番12―904号
債務者　佐藤　幸弘
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1853番地の16
債務者　新　ツヤ子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
奈良県橿原市四条町10番地の１　市営住宅２棟301
債務者　杉本有香里
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地36―304
債務者　中木鉄骨所こと　南　　和之（旧姓中木）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
奈良県香芝市高176番地の１　ライフインサンヨー志都美Ⅱ608号
債務者　中津　久和
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４号
奈良県御所市大字蛇穴18番地の19
債務者　久木田剛志
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
奈良県香芝市磯壁４丁目184番地の３　マンション石橋205号
債務者　畑中　義昭
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
奈良県香芝市磯壁４丁目184番地の３　マンション石橋205号
債務者　畑中安寿子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
群馬県館林市諏訪町1350番地、前住所群馬県館林市南美園町14番地の12
債務者　関口　賢一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

財産状況報告集会等の期日

平成２２年（フ）第３８８号
福井県大野市要町１番33号
破産者　源平酒造株式会社
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時
平成24年２月13日　　福井地方裁判所